

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成29年9月 月次研究会



松本 次夫(目黒)

## 民事信託における問題点

### 第1 信託とは

民事信託の意義

「信託」とは、契約・遺言・自己信託のいずれかの方法により、委託者の付託により、受益者のために一定の目的(専らその利益を図る目的を除く。)に従い受託者が財産の管理又は処分その他の当該目的の達成のために必要な行為をなすこと

### 第2 信託についての課税関係

財産管理制度としての一般的な信託では、受益者に対して課税されることを基本とする。

信託財産の所有者である受託者には原則として課税関係は生じない。

1 信託の課税方法は、受益者課税信託・受領時課税信託・法人課税信託に分類される。家族信託のような家族のために設定される信託は、原則は、受益者等課税信託になるが、例外として、法人課税信託になる場合もある。

受益者を信託財産の所有者とみなすが信託の原則的な課税方法である(法12①、所法13①)が、受益者が存在しない場合や、法人が自己信託で行ういわゆる

て課税されるので、このままだと、二重課税の問題が生じるが、法人課税信託の収益の分配は、資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当であるので、受取配当等の益金不算入の規定(法23条)の適用がある(法基通12の6-2-1-3)。

(2)みなし相続の問題  
受益者が存在しない信託の設定時において、受託者に対し、その信託財産の価額に相当する金額について受贈益として法人税が課税される。

その後に受益者となるものが委託者等の親族である場合には、受託者に対し、委託者等から受益権を遺贈又は贈与により取得したものとみなして相続税又は贈与税が課税される。この場合、相続税や贈与税から法人税相当額は控除できる。

(3)法人の優遇規定適用の不可  
法人課税信託だと、資本金を持たないため税制上の「中小法人等」や「中小企業者等」の優遇税制は認められない(法57)。具体的には、法人税率の軽減や欠損金の繰戻還付制度、欠損金の繰戻還付制度、交際費の損金不算入制度の特例等、様々な優遇税制が適用されない。

(4)消費税の課税関係  
信託財産と固有財産とを独立させた消費税の計算を認めると、小規模事業者の免税や基準期間の取り扱いを脱法する手段を認めることになってしまう。例えば、2年毎に法人課税信託を設

定するような節税手法だ。そこで、小規模免税や基準期間については、受託者の固有事業と受託事業との合計で判断されることになる(消法15④)。

終了時には課税されない。信託の相続税または贈与税の課税の時期が、いつになるかは、信託契約の内容による。

(2)信託期間中の課税関係  
信託の利益と費用の帰属者は誰か、所得税、資産税は誰に申告義務があるかは、信託契約や信託財産の状況により異なる。

信託財産の所有者である受託者には、課税関係は生じない。信託財産に属する資産と負債は、受益者が有するものとみなし、その収益及び費用も受益者の属する資産及び費用とみなして、所得税と法人税が課税される(所法13①、法12①)。

(3)信託終了時の課税関係  
信託では、受益者以外に、信託終了時の残余財産の帰属先として、「帰属権利者」を定めることができる。この場合も、税務上は実質で判断し、信託が終了した場合には、受益者から帰属権利者に、信託財産所有者が変更されたものとして課税関係を考える。

2 信託の課税の時期は、下記に分かれる

- ・ 信託設定時
- ・ 信託収益発生時
- ・ 信託受益権の取得時
- ・ 信託終了による信託財産分配時

(1)信託の効力発生時の課税関係  
税務上は、「信託財産に係る経済的利益を受けるのは誰か」という実質に注目して課税関係を判断する。

信託設定時または信託受益権の取得時に課税された場合は、原則として、信託終了時には課税されない。

信託の相続税または贈与税の課税の時期が、いつになるかは、信託契約の内容による。

所有者が変更する)課税関係が生じる。

(4)受益権の税務上の評価  
受益権とは、信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権とこれを確保するために信託法に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利の総称のことをいう(信法2⑦)。

受益権の評価については、財産評価基本通達において、次のとおり定められている。(財基通202)ア 元本と収益との受益者が同じ場合

課税時期における信託財産の価額が評価額となる。

この評価額だが、例えば、委託者が所有する不動産を、子を受託者として信託すれば、子は不動産に係る受益権を取得する(信法88①)。この場合は、相続税法上は、不動産を取得したものとみなされ(相法9の2⑥)、不動産の相続税評価額を受託者の評価額(財産評価基本通達202①)として相続税や贈与税の課税が行われる。

イ 元本と収益との受益者が異なる場合(いわゆる「複層化信託」)

① 収益受益者が取得する収益受益権

受益者が将来受けるべき利益の価額を推算する。そして、その推算した価額は、課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年

利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額が評価額となる。計算上は、以上の通りだが、例えば、貸付用不動産などを信託する場合、信託期間中の家賃収支から計算するのであるが、空室リスク、修繕費の見積、事故、災害のリスクを見積もることは困難である。実務上は、不動産鑑定士に評価してもらうことが多い。

ii 信託期間中に元本受益権の価値の増加分に贈与税は課税されない。

iii 信託終了前に、受益者が死亡し、受益権を得たら、財産は、その時点における収益受益権の評価額となる。

iv 終了時、元本受益者への元本帰属時に課税関係は生じない。

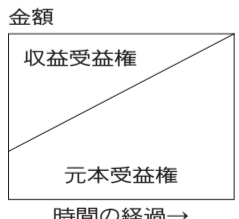
評価方法の特殊性を利用する複層化信託を駆使した節税方法が、ネット上に多数見受けられるが、評価の問題を一概にクリアしているものはないと思われ、実務上留意が望まれる。

注) 複層化された受益者連続型信託の評価は、右記と異なる。

参考文献および引用

- 「相続対策で信託」一般社団法人を「こなす」宮田房江(中央経済社)
- 「一般社団法人」一般財団法人信託の活用と課税関係(関根稔(きょうせい))
- 「信託法入門」道垣内弘人(日本経済新聞出版社)
- 「信託の法制度と税制」霞田英人(税務経理協会)
- 「信託法」新井誠(有斐閣)
- 「有効活用事例にみる民事信託の実務指針」一般社団法人民事信託推進センター(民事法研究会)
- 「家族信託契約」弁護士 遠藤英嗣(日本加除出版株式会社)
- 「資産・事業承継対策の現状と課題」野村資産承継研究所(大蔵財務協会)
- 「民事信託の活用と弁護士業務のかかわり」民事信託研究会
- 「信託を活用した中小企業の事業承継の円滑化に向けて」信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会

例) 委託者=収益受益者  
元本受益者は別



信託開始時に、委託者から元本受益者へ贈与が